

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

天 塩 町

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

### 2 促進計画の目標

#### 1. 天塩町全域

##### (1) 現況

本地域は、日本海に注ぐ天塩川の河口、北緯 45° に位置している。畜産業が基幹産業であり、酪農業が 80% 以上を占めているが、寒冷地地帯であるため、農地の 90% 以上が草地として利用されている。農業の生産条件に関する不利を補正する取組を行うことが必要である。

##### (2) 目標

(1) を踏まえ、本町において法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進とともに同項第 1 号に掲げる事業も合わせて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業
②		
③		

#### に関する事項

### 4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

別紙のとおり。

(参考様式第3号)

## 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する計画

天塩町

1～4（略）

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

## 1 対象農用地の基準

### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

天塩町全域(過疎地域、振興山村地域)

#### イ 対象農用地

積算気温2,300度未満かつ、草地比率の高い草地（2010農林業センサス93.0%）

## 2 集落協定の共通事項

設定なし。

## 3 対象者

認定農業者に準ずるものとは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で定められたもの等、地域の実情に合わせて天塩町長が認定する者とする。

## 4 その他必要な事項

泥炭土に起因した湛水被害、過失被害、不陸障害及び埋木障害の発生により低下した農業生産基盤の機能回復を図るため、国営総合農地防災事業により排水路の整備を行うとともに、農用地の整備を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

#### ア 事業計画の概要

事業名 国営総合農地防災事業

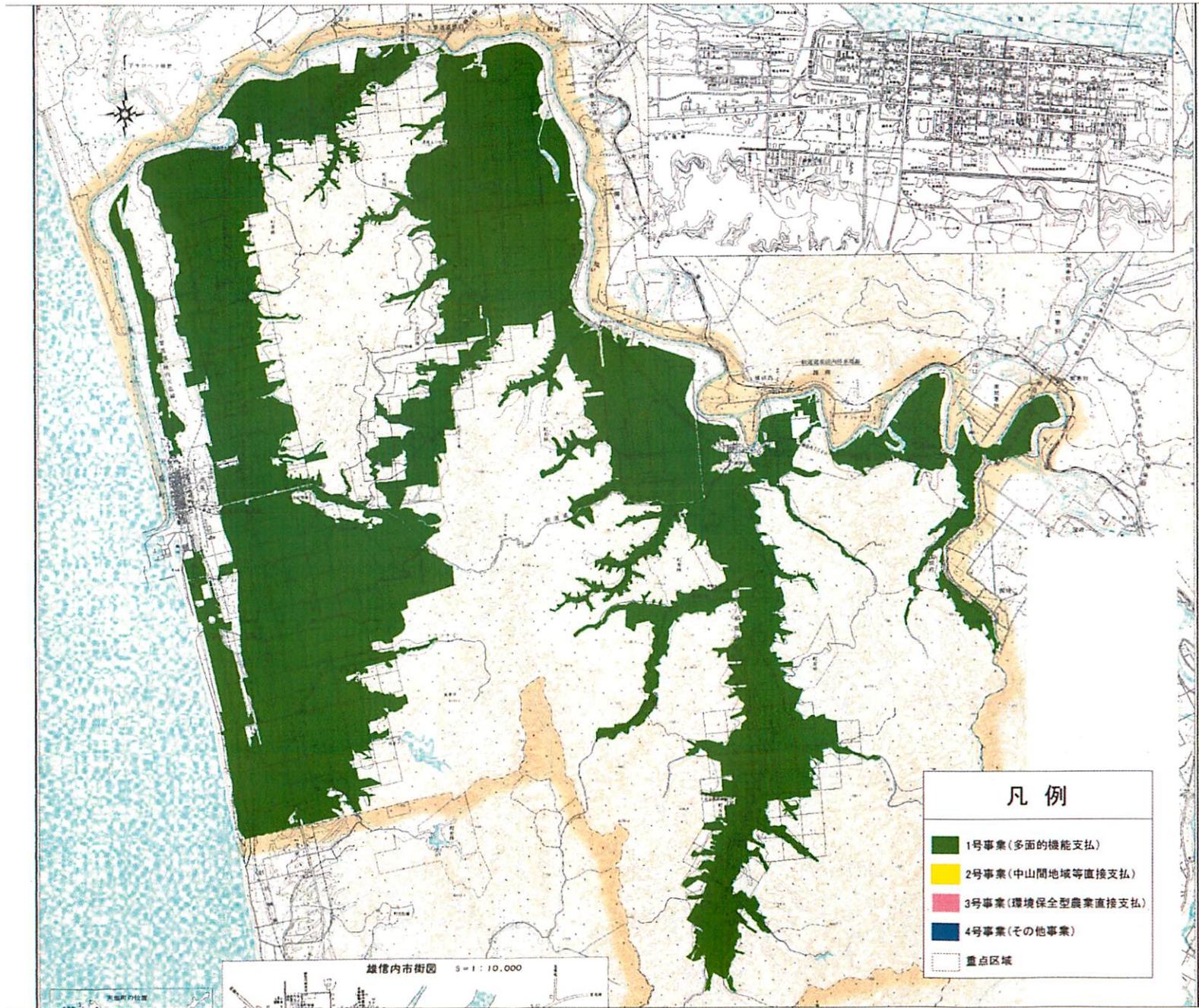
受益面積 2,289ha

工事計画 排水路整備、暗渠排水整備等

事業工期 平成27年度～（8年程度予定）

事業費 13,000百万円

## 促進計画区域図



## 促進計画区域図

